

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第二回 企業年度報告公示制度の内容と展開について

II 中国相談室

顧問 李 彬

III 中国法令アップデート

- 会社登録資本登記管理規定
- 国家工商行政管理総局による外商投資企業書式の改正に関する通知
- 国務院による一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定
- 国家工商行政管理総局による「企業法人登記管理条例实施细则」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個体工商戸登記管理弁法」等の法令の改正に関する決定
- 最高人民法院によるファイナンス・リース契約紛争案件における法適用の問題に関する解釈
- 都市農村養老保険制度接続暫定弁法

IV 中国万感

～タクシーアプリの戦争～

ニューヨーク州弁護士 安 然

特別連載

I 中国(上海)自由貿易試験区～その規制緩和の内容と実態～

第二回 企業年度報告公示制度の内容と展開について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス

前号につづいて、年度検査制度の改革に触れる。国務院は、2014年2月7日に「登録資本登記制度改革方案」(以下「国務院案」という。)を公布し、「企業年度検査制度」を「企業年度報告公示制度」に改める改革案を示した。その後の2月19日に、会社登記管理条例が国務院案に合わせて改正された。更にこれを受けて、上海市工商行政管理局は、3月3日に自貿区内の企業に適用するものとして「年度報告公示制度弁法(試行)」(以下「自貿区弁法」という。)を公布・施行した。本号では、自貿区弁法の内容を紹介するとともに、今後の企業年度検査制度改革の行方についても予測していきたい。

現状について申し上げますと、中国では、営業許可証を受領している企業は、会社形態か否か、内資か外資か、法人資格の有無に関係なく、いずれも企業登記機関である工商部門から年に一度の検査による監督・管理を受けている。外商投資企業は、さらに工商部門を窓口とした複数の部門(商務部門、工商部門、財政部門、国・地方税務部門、統計部門、外貨管理部門)による共同年度検査(中国語:聯合年検)を受けてきた。

企業年度検査制度(以下「年度検査」という。)の流れは下記図1が示すとおりである。年度検査を受ける企業は、毎年3月1日から6月30日までに、管轄する工商部門に対して年度検査報告書、会計事務所の監査を経た財務書類(資産負債表、損益表を含む)等の年度検査資料を提出する。工商部門はこれを受理して年度検査資料を審査し、合格した場合は、営業許可書の副本に年度検査合格印を押印した上でそれを企業に返還することとなっている。現状では、工商部門のウェブサイトにおいて企業名を特定して検索すれば、オンライン上で企業の基本情報として、会社名、住所、登録資本、払込済み資本、法定代表人、企業類型、経営範囲、経営期間のほか、年度検査の状況(結果のみ)を調べることができる。

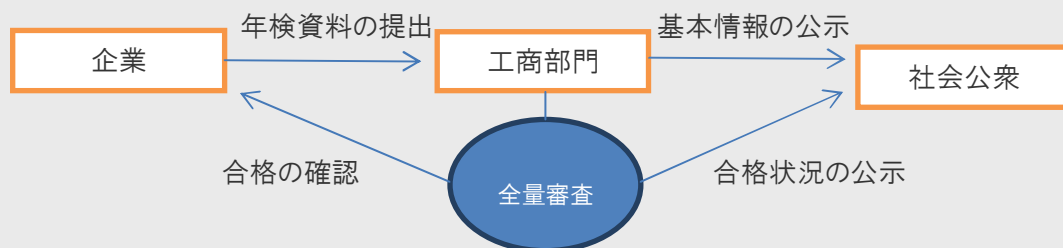


図1 年度検査制度の構成

上記に対して、自貿区弁法が規定する企業年度報告公示制度(図2)では、企業は、同じく毎年3月1日から6月30日までの期間内に、オンラインシステムにより「年度報告」を工商部門に提出し、かつ社会に公示する(会社登記管理条例、自貿区弁法)。工商部門は年度報告の内容に対してサンプル検査を行う。年度報告の内容としては、国務院案では、会社の株主(発起人)による出資の払込状況、資産状況等を含むとされているのみであるが、自貿区弁法はより詳細に定めている。たとえば、企業法人の場合は、年度報告情報に登記・届出の基本情報のほかにも、登録資本の払込状況、資産状況、運営状況、従業員数及び連絡方法等も含まれる。年度報告の必要書類に関して、会計事務所の監査を経た財務書類の提出の要否については、自貿区弁法では、上場会社、国有独資会社、年商が2000万人民币元を超える会社、払込済み資本金が2000万

人民元を超える会社および金融、仲介等の業種に従事する会社についてその提出が義務づけられているが、その他の企業については単に提出が奨励されるに留まる(この点については、実務の運用を確認する必要がある。)。一方、自貿区外について、財務書類の提出の要否がどのように整理されるのか、今後の細則の制定により確認する必要がある。

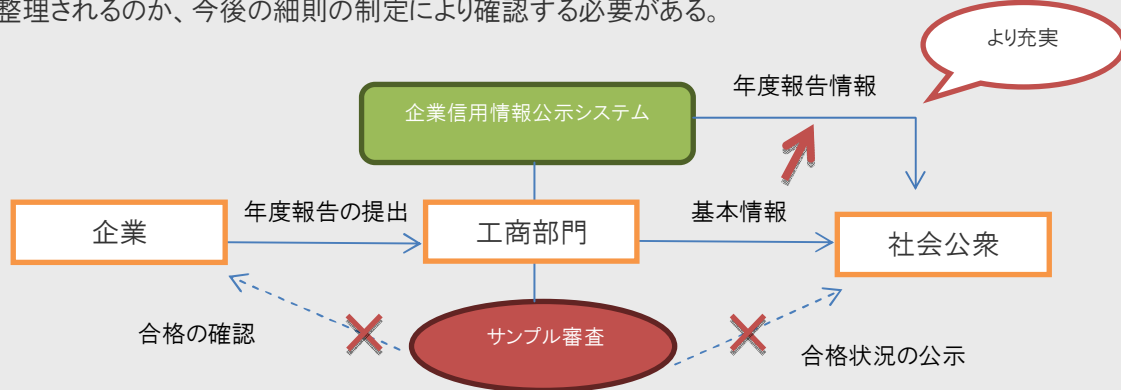


図2 年度報告公示制度の構成

年度検査制度から年度報告公示制度への転換について、以下の2点が大きな変更点であると考えられる。1点目は、工商部門は、年度検査という制度を維持するが、これまでのように全ての企業について審査するわけではなく、一部の企業につきサンプル検査を行えば足りることとされた点である。これにより、行政事務負担の相当な軽減が期待される。もう1点目は、我々社会公衆は、従来は工商部門のウェブサイトから企業の基本情報しか入手できなかったが、今後は基本情報の他にも、企業の資産、運営、雇用等の状況についてより充実した情報を「信用情報公示システム」から入手することができるようになる。「信用情報公示システム」は、国家工商行政管理総局により既に構築されており、現在のところウェブサイト(<http://gsxt.saic.gov.cn/>)が公表されている。

また、今回は、企業が企業年度報告公示手続に参加しない場合の法的効果についても改革を行っている。この点、年度検査では、年度検査を受けない企業は、会社登記機関(工商部門)から1万元以上10万元以下の過料に処され、かつ期限を定めて年度検査を受けさせられ、期限を徒過しても年度検査を受けない場合は、営業許可書が没収されるとされていた(旧会社登記管理条例第76条)。但し、当該規定は、年度検査に関連するものとして冒頭に述べた会社登記管理条例の改正により削除された。これに対して、企業年度報告公示手続に参加しない企業(「問題企業」)は、過料、是正、営業許可書の没収等の行政処罰規定は現時点で特に設けられていないものの、工商部門が企業信用情報公示システム上で「経営異常名簿」を設け、企業年度報告公示手続に参加していない企業については同名簿に掲載されることになる。これによって、問題企業に年度報告の履行を督促するとともに、問題企業と取引等のある企業・個人への注意喚起を果たすことも可能となる。なお、一度「経営異常名簿」に掲載された企業は、是正をすれば「正常」記載状態への回復が申請できるものの、三年を超えても年度報告を行わないときは、更に重い「重大違法企業名簿」(ブラックリスト)に掲載され、完全に社会的な信用を失うことになる。この点、国务院案と自貿区弁法の規定とは相違はない。

一方、企業は年度報告の手続において真実の状況を隠匿し、虚偽記載・偽造を行った場合、工商部門の行政処分が課されることになる。具体的には、過料・是正命令、情状が重大な場合は営業許可書の没収がある(国家工商行政管理総局による企業年度検査弁法第20条)。なお、企業年度報告公示制度への移行後には、上記のとおり、一般の企業・個人も年度報告の詳細情報に比較的簡単にアクセスできるため、仮に虚偽情報が発覚すれば、第三者が工商部門に通報するということが容易に考えられる。企業年度報告公示制度への改革の趣旨は、行政当局の監督等の事務的作業負担を軽減するとともに、誰もが年度報告情報にアクセスできるシステムを構築することにより、社会からの監督という作用を期待する狙いがあるものと推測される。

I 中国相談室

顧問 李 彬



Q: 最近、会社法が改正されたようですが、重要な改正点についてご教示ください。

1993年に制定された会社法は、過去の1999年、2004年及び2005年に3回の改正が行われました。今回は、これらに続く4回目の改正です。改正法は、2013年12月28日に公布され、2014年3月1日に施行されました。今回の改正の主なポイントは、会社の設立条件の緩和及び手続の簡素化です。以下は、主な改正点について紹介します。

1. 登録資本金の払込期限及び最低登録資本金の廃止

旧法では、会社の登録資本金の払込について、会社類型ごとに制限があり、通常の有限責任会社については、会社設立より2年以内に登録資本金全額を払い込まなければならないとされていました。(旧法 26 条等)。改正法では、有限責任会社及び発起方式で設立された株式会社に対し、この法令上の登録資本金の払込期限が廃止されました。ただし、出資者(又は発起人)がその引き受けた登録資本額及び払込時期を定款に明記しなければならないことについては、従前どおりです。

さらに、一般的な登録資本金の最低限度(すなわち最低資本金制度)が廃止されました。旧法では、各種の会社につき、それぞれ最低資本金が規定されていましたが¹、改正法では、法律、行政法規及び国务院の決定が最低資本につき別途定める場合を除き、最低資本金の規制は受けないことになりました。

2. 非金銭出資の制限の廃止

会社法は、旧法下でも、金銭のほか、動産、知的財産権、土地使用权等金銭以外の財産による出資も認められていました。旧法では、非金銭による出資の割合は、登録資本金の7割を超過してはならないとされていましたが、今回の改正により、この制限が廃止されました。

この改正により、金銭を全く出資せず、ノウハウや知的財産権等のみの出資による会社の設立が可能となるため、出資方式の多様化に貢献するものと期待されます。

3. 払込済み資本及び株主の出資額が登記事項から除外

会社が設立される際に、当該会社が合法的に登記されたことを証明する文書、すなわち「営業許可証」が工商局(会社の登記機関)より発行されます。なお、営業許可証に記載されている事項に変更が生じた場合には、会社は、工商局において変更登記を行わなければなりません(旧法 7 条)。

¹ 有限責任会社は3万人民元、一人有限責任会社は10万人民元、株式会社は500万人民元の最低資本金が定められていました(旧法 26 条、59 条、81 条)。

旧法では、払込済み資本は、営業許可証の記載事項でしたが、改正法では、払込済み資本は営業許可証の記載事項から除外されました。従って、出資の分割払込みなどにより払込済み資本に変更があった場合でも、上述した工商局における変更登記が不要となりました（一方、登録資本金は、引き続き登記事項とされており、増資や減資の際には、変更登記が必要となります。）。

また、有限責任会社は、設立の際に、株主の名前（又は名称）及びその引受けた出資額を工商局に登録しなければならず、変更が生じた場合には変更登記を行わなければならないとされていました（旧法 33 条）。改正法では、株主の出資額が登記事項から除外されました。つまり、株主の引受けた出資額が変更された場合には、工商局における変更登記を行うことが不要となりました。この改正は、既存株主間で、出資持分の一部譲渡が行われた場合などに影響します。旧法下では、各株主の出資持分が変動するため、変更登記が必要でしたが、改正法では、変更登記は不要となります。

なお、上記の改正により払込済み資本及び株主の出資額が当局の監督管理の対象外となったわけではありません。後述するように、「会社登記管理条例」の改正により、会社は、毎年、企業信用情報開示システムを通して工商局に年度報告書を提出し、社会に開示するものとされています（改正「会社登記管理条例」58 条）。本稿脱稿時点で、年度報告の記載事項について定めた規定は確認されていませんが、払込済み資本及び株主の出資額は年度報告の記載事項とされることも予想されます。

4. 資本金検査証明制度の廃止

旧法では、株主は、その出資を払い込んだ後、会計士事務所による資本検査を受け、当該会計事務所より資本検査証明を受ける必要がありました。この資本検査証明は、工商局において、設立登記などを申請する際に、提出が求められていました。

今回の改正により、払込みに際し、資本検査を受けること及び工商局に対する資本検査証明を提出することは求められなくなりました。株主（又は発起人）が定款に定めた出資を引き受ければ、払込みを待たずに、工商局において会社設立の登記を申請することができるとされています。

また、会社法の改正に伴い、その関連する下位の法令についても、改正・廃止が行われています。

会社その他の形態の企業の登記管理について、「会社登記管理条例」、「企業法人登記管理条例」、「企業法人登記管理条例施行細則」、「パートナーシップ企業登記管理弁法」、「個人独资企業登記管理弁法」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」等、会社の登記管理に関する一連の法令が改正されました。

また、外商投資企業について、「中外合弁経営企業法实施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」、「外資企業法実施細則」が改正されたほか、「中外合弁経営企業の各当事者の出資に関する若干規定」及びその補充規定が廃止されました。

Q: 今回の会社法改正による外商投資企業への影響を教えてください。

会社法上、外商投資企業（中外合弁企業、中外合作企業、外資企業）は、会社法上、特殊な類型の会社と分類されています。このような位置づけのもと、外商投資企業には、改正法下においても同様、会社法が一般的に適用されるものの、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」のいわゆる外資三法が優先適用されるものとされています。このため、会社法

の改正が外商投資企業に対して与える影響は、一般の会社とは別個に考察する必要があります。

外商投資企業には、原則として、会社法が適用されます。会社法の改正に伴い、外商投資企業に適用される「中外合併経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」、「外資企業法実施細則」も国務院により改正されました。この一連の改正に伴い、外資企業についても、従前規定されていた非金銭出資の割合の上限、登録資本金の払込期限、資本金検査証明制度が廃止されました。中外合併企業、中外合作企業に関する法令には、もともと、これらの制度に関する明文規定がなく、明文規定の削除は行われていませんが、これらの法令の改正から見れば、外商投資企業も今回の会社法改正により、一般の会社と同様の制度変更を行うという方針が示されているように見受けられます。

ただ、外商投資企業は、一般の会社と同様、工商局による監督管理を受けるほか、商務部門の監督をも受けており、設立や増資などに際しては、商務部門の認可も必要とされています。本稿脱稿の時点で、商務部が公表した今回の会社法改正に伴う法令は確認されておらず、商務部門が外商投資企業に対し、どのように会社法の改正点を運用するかはなお不明確な状況です。

すなわち、外商投資企業についても会社法の改正に沿った制度変更が行われることが予想されるものの、これに関する外商投資企業に関する法令の改正が行われるタイミングやそれまでの実務上の取扱については、今後の動きを見る必要があります。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<会社法改正>

会社登録資本登記管理規定

[ポイント] 本規定は、有限責任会社、株式有限責任会社の出資や登録資本の登記に関する規定であり、現行法を「会社法」改正に伴い改正するものである。2014 年 2 月に公表された改正意見募集稿からほとんど変更がないまま制定された。

(2014 年 2 月 20 日公布、同年 3 月 1 日施行)(国家工商行政管理総局令第 64 号)

[原文] 工商总局关于修订外商投资企业登记书式的通知

国家工商行政管理総局による外商投資企業書式の改正に関する通知

[ポイント] 本通知は、「会社法」改正に対応し、外商投資企業名称審査、外商投資企業登記、外国(地域)企業常駐代表機構(駐在員事務所)登記などの登記申請に際する提出書類の内容とその申請書のフォームを明らかにするものであり、実務上重要と思われる。

(2014 年 2 月 18 日公布、施行)(工商外企字[2014]31 号)

[原文] 工商总局关于修订外商投资企业登记书式的通知

[添付 1] 外商投资企业登记提交材料规范

[添付 2-1] 外商投资企业登记文书规范①

[添付 2-2] 外商投资企业登记文书规范②

国務院による一部の行政法規の廃止及び改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、「会社法」改正に伴う登録資本制度改革に従い、「中外合併企業合併当事者の出資に関する若干規定」とその「補充規定」を廃止するほか、「会社登記管理条例」、「企業法人登記管理条例」、「中外合併企業法实施条例」、「中外合作企業法实施条例」、「外資企業法实施条例」、「パートナーシップ企業登記管理弁法」等の行政法規を改正するものである。主な改正点は、払込済資本が登記事項から除外されることに伴う事項、年度検査制度が廃止され、年度報告公示制度に改められることに伴う事項が中心となっている。

(2014 年 2 月 19 日公布、同年 3 月 1 日施行)(中華人民共和国国務院令第 648 号)

[原文] 国务院关于废止和修改部分行政法规的决定

国家工商行政管理総局による「企業法人登記管理条例実施細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個体工商戸登記管理弁法」等の法令の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、会社法改正に伴う登録資本制度改革に従い、「企業法人登記管理条例実施細則」、「外商投資企業パートナーシップ企業登記管理規定」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個体工商戸登記管理弁法」等の部門規則を改正するものである。

2014 年 2 月の意見募集を経て、このたび正式に制定された。「企業法人登記管理条例実施細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」については、意見募集稿と同内容である。「個人独資企業登記管理弁法」については「経営方式」の削除(8 条、10 条 1 項(四)号、13 条、

23 条)が取り消されたほか、「個体工商戸登記管理弁法」については、新たに旧 33 条(二)(許可証検査に関する情報の開示)の削除が追加されるなどの修正が行われている。

(2014 年 2 月 20 日公布、同年 3 月 1 日施行)(国家工商行政管理総局令第 63 号)

[原文] 国家工商行政管理总局 关于修改《企业法人登记管理条例实施细则》、《外商投资合伙企业登记管理规定》、《个人独资企业登记管理办法》、《个体工商户登记管理办法》等规章的决定

＜契約＞

最高人民法院によるファイナンス・リース契約紛争案件における法適用の問題に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、「契約法」、「物権法」及び「民事訴訟法」等に基づき、ファイナンス・リース契約紛争案件における法令適用について定めた司法解釈である。本解釈については 2013 年 4 月に意見募集稿が公表されており、これを踏まえた修正が行われている。意見募集稿では、リース料の訴訟時効(2 年)の起算点をリース契約期限満了日の翌日とする案、各リース料の履行期限の翌日とする案が示されていたが、本解釈では、リース契約の期限満了の日とされている。また、レッシーがサプライヤーに対して目的物の引渡しや損害賠償など売買契約に基づく権利主張を行う場合には、人民法院がレッサーに第三者として訴訟参加するよう通知すべきことなどが定められている。

なお、現行の「最高人民法院によるファイナンス・リース契約紛争案件の審理の若干問題に関する規定」は、本解釈の施行と同時に廃止された。

(2014 年 2 月 24 日公布、同年 3 月 1 日施行)(法釈[2014]3 号)

[原文] 最高人民法院关于审理融资租赁合同纠纷案件适用法律问题的解释

＜社会保険＞

都市農村養老保険制度接続暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、現在、別個の養老保険制度として並立している都市従業員基本養老保険と都市農村居民基本養老保険の二種類の養老保険につき、加入期間などの一定の条件を満たすことを前提に、自由な転換を認めるものである。

(2014 年 2 月 24 日公布、同年 7 月 1 日施行)(人社部発[2014]17 号)

[原文] 城乡养老保险制度衔接暂行办法

＜中国(上海)自由貿易試験区＞

以下の法令については別添「上海自由貿易試験区関連法令一覧」をご覧ください。

- ✓ 会計士事務所による中国(上海)自由貿易試験区における分所の開設及び展開の支持に関する試験的業務についての通知(意見募集稿)
- ✓ 中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)
- ✓ 中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)

【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
1	国	全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国(上海)自由貿易試験区における関連法律規定の行政審査認可の一次的調整を授権することに関する決定	全国人民代表大会常務委員会关于授权国务院在中国(上海)自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定	2013年8月30日 第12期全国人民代表 大会常務委員会第4回会議通過	全国人民代表大会常務委員会	2013年8月30日 (2013年10月1日)	国務院に対し試験区において外資三法の審査認可に関する規定の適用の調整を授権したもの。
2	国	国務院による中国(上海)自由貿易試験区総合方案	国务院关于印发中国(上海)自由贸易试验区总体方案的通知	国発[2013]38号	国務院	2013年9月18日 (同日)	試験区の全体的な政策。 別紙の「中国(上海)自由貿易試験区サービス行拡大開放措置」で新たに外資に開放される業種が規定されている。
3	国	国家工商行政管理総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する若干意见	国家工商行政管理总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的若干意见	工商外企字 [2013]147号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日 (同日)	会社の実収資本を登記しないこと、最低資本金の廃止、出資方法・出資期限の自由化。 年度検査の廃止・年次報告制度の新設。 会社設立後は別に許認可が必要な業務を除き、直ちに一般的な事業活動を行うことが可能。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
4	国	国家工商総局による中国(上海)自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答	国家工商总局关于同意中国(上海)自由贸易试验区试行新的营业执照方案的批复	工商外企字[2013]148号	国家工商行政管理総局	2013年9月26日(同日)	試験区の会社の営業許可証の書式を規定。
5	地方	上海市人民代表大会常務委員会による中国(上海)自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定	上海市人民代表大会常務委員会关于在中国(上海)自由贸易试验区暂时调整实施本市有关地方性法规规定的决定	上海市人民代表大会常務委員会公告第3号	上海市人民代表大会常務委員会	2013年9月26日(2013年10月1日)	試験区において上海市外商投資企業審査認可条例の不適用を規定。
6	国・地方	交通運輸部及び上海市人民政府による「中国(上海)自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見	交通运输部 上海市人民政府关于落实《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》加快推进上海国际航运中心建设的实施意见	交水発[2013]584号	交通運輸部・上海市人民政府	2013年9月27日(同日)	国際船舶運輸業務に関する外資比率の制限を緩和(49%が上限→50%以上も可)。国際船舶管理業務の外資規制を撤廃
7	国	国家品質監督検査検疫総局による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する意見	国家质量监督检验检疫总局关于支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见	国質検通[2013]503号	国家品質監督検査検疫総局	2013年9月27日(同日)	試験区内の特種設備生産単位の許認可等一部の権限の上海市品質技術監督部門への移譲等

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
8	国	上海において中国資本の非五星旗国際航行船舶の沿海通過に関する公告	关于在上海试行中资非五星旗国际航行船舶沿海捎带的公告	交通運輸部公告 2013 年第 55 号	交通運輸部	2013 年 9 月 27 日 (同日)	中国資本の海運会社による中国船籍以外の船を用いた中国沿岸の港湾・上海港間での輸出入コンテナ輸送業務の試行等
9	地方	上海市都市建設交通委員会による中国(上海)自由貿易試験区における外商投資建設工程企業設立の関連事項に関する通知	上海市城乡建设和交通委员会关于在中国(上海)自由贸易试验区设立外商投资建设工程企业有关事项的通知	滬建交聯[2013]997 号	上海市都市建設交通委員会	2013 年 9 月 27 日 (2013 年 10 月 1 日)	試験区に設立される外商投資建設工程設計企業及び外商投資建築業企業につき次の例外を認めるもの。 (i)外国側出資者の工程設計実績の審査を廃止 (ii)上海市の中外合同建設プロジェクトを請け負う際の外資比率の制限を廃止
10	国	中国銀監会による中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知	中国银监会关于中国(上海)自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知	銀監発[2013]40 号	中国銀行業監督管理委員会	2013 年 9 月 28 日 (同日)	条件を満たす中国資本の銀行によるオフショア業務を解禁等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
11	地方	上海市商務委員会、上海市經濟情報化委員会、上海税関、上海出入国検査検疫局及び中国(上海)自由貿易試験区管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区における国際補修業務の展開の実施意見の印刷配布に関する通知	上海市商务委员会、上海市经济和信息化委员会、上海海关、上海出入境检验检疫局、中国(上海)自由贸易试验区管理委员会关于印发在中国(上海)自由贸易试验区开展全球维修业务实施意见的通知	滬商機電[2013]698号	上海市商務委員会 上海市經濟情報化委員会 上海税関 上海出入国検査検疫局 中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2013年9月28日	試験区における、損傷・機能喪失・欠陥の発生した物品の検査・修理業務につき、輸出入や検査・検疫に関する概括的な規定をおくもの。
12	国	文化部による中国(上海)自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知	文化部关于实施中国(上海)自由贸易试验区文化市场管理政策的通知	文市発[2013]47号	文化部	2013年9月29日 (同日)	演出ブローカー業務の設立と上海市におけるサービス提供、娯楽場所試験区内での開設の解禁。 試験区に設立した会社が生産したゲーム機・ソフトを中国国内向けに販売することの解禁(ただし内容審査あり)等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
13	国	中国保険監督管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区建設の支持	保监会支持中国(上海)自由贸易试验区建设		中国保険監督管理委員会	2013 年 9 月 29 日	以下の事項等に対する支持を表明したもの ・外資による専門健康保険機構の設立 ・保険会社が試験区内に支店等を設立し、人民元クロスボーダー再保険業務を展開すること ・試験区の保険機構による国外投資の試行 (概要のみ公開されており全文は非公開)
14	国	資本市場による中国(上海)自由貿易試験区の支持促進の若干政策措置	资本市场支持促进中国(上海)自由贸易试验区若干政策措施		中国证券監督管理委員会	2013 年 9 月 29 日	上海先物取引所が試験区内に上海国際エネルギー取引センター株式有限公司を設立し、国際的原油先物のプラットフォームの建設を進めることに対する同意等 (実施細則が別途制定される予定)
15	地方	中国(上海)自由貿易試験区管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区管理办法	上海市人民政府令 第 7 号	上海市人民政府	2013 年 9 月 29 日 (2013 年 10 月 1 日)	試験区の運営・管理、投資管理、貿易、金融等に関する全般的な規定。 (詳細は 2013 年 10 月 15 日号参照)
16	地方	中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区外商投资项目备案管理办法	滬府発[2013]71 号	上海市人民政府	2013 年 9 月 29 日 (2013 年 10 月 1 日)	試験区の会社の外商投資プロジェクト届出(従前の外商投資プロジェクト審査確認に相当する)の規定。(詳細は本号参照)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
17	地方	中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区境外投资项目备案管理办法	滬府発[2013]72号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社による国外投資プロジェクト届出(従前の国外投資プロジェクト審査認可に相当する)の規定。
18	地方	中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法	滬府発[2013]73号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社の商務部門における設立届出の規定。(詳細は2013年10月15日号及び本号参照)
19	地方	中国(上海)自由貿易試験区国外投資企業開設届出管理弁法	中国(上海)自由贸易试验区境外投资开办企业备案管理办法	滬府発[2013]74号	上海市人民政府	2013年9月29日 (2013年10月1日)	試験区の会社が国外に会社を設立する場合の手続の規定。
20	地方	中国(上海)自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)	中国(上海)自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2013年)	滬府発[2013]75号	上海市人民政府	2013年9月29日 (同日)	試験区における簡易な手続を利用することができない業種の一覧。(詳細は2013年10月15日号を参照)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
21	地方	中国(上海)自由貿易試験区管理委員会による中国(上海)自由貿易試験区管理委員会印章の使用開始及び上海総合保税区管理委員会印章の使用停止に関する通知	中国(上海)自由贸易试验区管理委员会关于启用中国(上海)自由贸易试验区管理委员会印章和停止使用上海综合保税区管理委员会印章的通知		中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2013 年 9 月 29 日 (同日)	試験区管理委員会の印章の使用開始、及びこれまでの上海総合保税区管理委員会の印章の使用停止
22	地方	上海市工商行政管理局による中国(上海)自由貿易試験区内企業登記管理に関する規定の印刷・配布に関する通知	上海市工商行政管理局关于印发《关于中国(上海)自由贸易试验区内企业登记管理的规定》的通知		上海市工商行政管理局	2013 年 9 月 30 日 (2013 年 10 月 1 日)	国家工商行政管理総局による通知(本一覽 No. 3)に対応する規定。
23	国	中国(上海)自由貿易試験区関連輸入税収政策の通知	关于中国(上海)自由贸易试验区有关进口税收政策的通知	財関税[2013]75号	財政部・海関総署・国家税務総局	2013 年 10 月 15 日 (2013 年 9 月 29 日)	試験区内の生産企業及び生産性サービス企業が輸入する機器・設備等の免税。 試験区内に設立された中国資本のリース会社やその SPC が国外から購入する 25t 以上の航空機が中国資本の航空会社にリースされる場合に増値税の軽減税率を適用する等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
24	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市衛生・計画生育委員会等3部門が制定した「中国(上海)自由貿易試験区外商独資医療機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市卫生计生委等三部门制订的《中国(上海)自由贸易试验区外商独資医疗机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発〔2013〕63号	上海市人民政府弁公庁 上海市衛生・計画生育委員会 上海市商務委員会 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 (同日)	総合方案(本一覽 No. 2)別紙で100%外資形態での設立が可能と規定された「外商独資医療機構」の設立要件、設立手続等に関する規定
25	地方	上海市人民政府弁公庁による上海市教育委員会等4部門が制定した「中国(上海)自由貿易試験区中外合作事業性研修機構管理暫定弁法」の承認・公布に関する通知	上海市人民政府办公厅关于转发市教委等四部门制订的《中国(上海)自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》的通知	滬府弁発〔2013〕64号	上海市人民政府弁公庁 上海市教育委員会 上海市商務委員会 上海市人材・社会保障局 上海市工商行政管理局	2013年11月13日 (同日)	総合方案別紙(本一覽 No. 2)で中外合作形態での設立が可能とされた「中外合作訓練機構」(学科教育と職業訓練が含まれる。)の設立要件、設立手続等に関する規定
26	国	中国(上海)自由貿易試験区内の企業による非貨幣性資産を用いた対外投資等の資産再編行為についての企業所得税の政策問題に関する通知	关于中国(上海)自由贸易试验区内企业以非货币性资产对外投资等资产重组行为有关企业所得税政策问题的通知	財税〔2013〕91号	財政部 国家稅務總局	2013年11月15日 (同日)	試験区内の企業が金銭以外の資産を用いて対外投資等を行った場合の資産評価益に対する企業所得税の課税につき5年間の分割納付を認める規定(綜合法案(本一覽 No. 2)を具体化するもの)

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
27	国	中国人民銀行による 中国(上海)自由貿易 試験区建設の金融 による支援に関する 意見	中国人民银行关于金融 支持中国(上海)自由 贸易试验区建设的意见		中国人民銀行	2013 年 12 月 2 日	主に次の内容に関する方針を示した意見 ・人民元・外貨口座の管理 ・クロスボーダーの投資に関する規制緩和 ・クロスボーダー人民元取引の拡大 ・金利の市場化 ・外貨管理の簡素化
28	国	国務院による中国 (上海)自由貿易試験 区内において関連 する行政法規及び国 務院文書の規定する 行政審査認可又は 参入特別管理措置 を暫定的に調整する ことに関する決定	国务院关于在中国(上海)自由 贸易试验区内 暂时调整有关行政法规 和国务院文件规定的行政 审批或者准入特别管 理措施的决定	国発[2013]51 号	国務院	2013 年 12 月 21 日	・試験区における特例に関して国レベル の法令を調整するもの。 ・大部分は本一覧記載の法令によって 内容が規定されているが、現時点对 対応する法令が存在しない事項もあり、 それらは今後新たに特例が規定され ることが予想される(例えば、外資による 信用調査会社(日本の JICC 等の信用 情報機関に相当)の設立等)。
29	地方	上海市品質技術監 督局による自由貿易 試験区品質技術監 督業務改革措置の 印刷・配布に関する 通知	关于印发上海市质量技 术监督局自由贸易试 验区质量技监工作改革 措施的通知	滬質技監綜 [2013]680 号	上海市品質技術 監督局	2013 年 12 月 24 日	国家品質監督検査検疫総局による通 知(本一覧 No. 7)の一部の内容を実 施するための措置に関する通知で、試 験区の分局に各種の行政手続の受理 権限を与えること等が含まれる。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
30	国・地方	工業情報化部・上海市人民政府による中国(上海)自由貿易試験区の付加価値電信業務更なる対外開放に関する意見	工业和信息化部、上海市人民政府关于中国(上海)自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见(2014年)		工業情報化部 上海市人民政府	2014年1月6日	・情報サービス業務(アプリケーション配信サービスのみ)、蓄積転送類業務(注:ボイスメールやファクシミリ転送サービス等)の外資の出資比率制限を撤廃 ・コールセンター業務、国内多地点通信サービス業務、ISP サービス業務及びVPN サービス業務を新たに外資に開放。ただしVPN サービス業務については外資の出資比率の上限は50% ・オンラインのデータ・取引処理業務(営利性電子商取引)の外資の出資比率上限を55%へ緩和 ・上記各サービスは、ISP サービスを除き全国で提供可能。ISP サービスは試験区内のみで提供可能。
31	国	交通運輸部による中国(上海)自由貿易試験区における国際船舶運輸及び国際船舶管理業務の外商投資比率拡大の試行実施弁法に関する公告	交通运输部关于中国(上海)自由贸易试验区试行扩大国际船舶运输和国际船舶管理业务外商投资比例实施办法的公告	交通運輸部公告 2014年第2号	交通運輸部	2014年1月27日 (同日)	交通運輸部と上海市人民政府による実施意見(本一覽 No. 6)を具体化するもので、(i)国際船舶運輸業務につき、外資比率49%以上の中外合併及び中外合作を認める、(ii)国際船舶管理業務につき、外資独資形態を認めるもの。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
32	地方	中国人民銀行上海本部による上海市の支払機構によるクロスボーダー人民元支払い業務の展開に関する実施意見の印刷配布に関する通知	中国人民银行上海总部关于印发《关于上海市支付机构开展跨境人民币支付业务的实施意见》的通知	銀総部発〔2014〕20号	中国人民銀行上海本部	2014年2月18日	上海市に設立されたインターネット支払業務の許認可を有する企業、又は上海市外に設立された企業が試験区に設立した分公司に対して、非自由貿易口座の人民元資金のクロスボーダー支払サービスをインターネットを利用して提供することを認める規定。 開業条件(中国人民銀行上海本部での登録)、取扱可能業務、業務を行う上での制約等の規定を持つ。
33	国	会計士事務所による中国(上海)自由貿易試験区における分所の開設及び展開の支持に関する試験的業務についての通知(意見募集稿)	关于支持会计师事务所在中国(上海)自由贸易试验区设立分所并开展试点工作的通知(征求意见稿)	財弁会〔2014〕6号	財政部弁公庁	2014年2月19日～同年3月15日(意見募集期間)	・会計士事務所による中国(上海)自由貿易試験区分所設立の要件及びその手続

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
34	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用拡大に関する通知	中国人民银行上海总部关于支持中国(上海)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知	銀総部発〔2014〕22号	中国人民銀行上海本部	2014年2月20日	以下を含むクロスボーダー人民元に対する規制緩和。 ・クロスボーダー人民元決済の簡素化: 経常取引・直接投資にかかる決済を資金受取・支払指図書のみで取扱い可能に。 ・オフショア人民元の借入れの規制緩和: 投注差以外の借入枠規制の導入。 ・グループ企業内のクロスボーダーでの人民元キャッシュプーリングの開放 ・クロスボーダー人民元集中決済の規制緩和: グループ外企業も参加可能に。
35	地方	中国(上海)自由貿易試験区商業ファクタリング業務管理暫定弁法	中国(上海)自由贸易试验区商业保理业务管理暂行办法	中(滬)自貿管〔2014〕26号	中国(上海)自由貿易試験区管理委員会	2014年2月21日(同日)	・試験区におけるファクタリング会社の設立条件・手続や運営上の要求。 ・試験区に設立されたファイナンス・リース会社によるファクタリング業務兼営の条件(総合法案(本一覽 No. 2)で規定された解放措置の一つ)等。

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
36	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区の小額外貨預金利率の上限の開放に関する通知	中国人民银行上海总部关于在中国(上海)自由贸易试验区放开小额外币存款利率上限的通知	銀総部発〔2014〕23号	中国人民銀行上海本部	2014年2月25日 (2014年3月1日)	上海地区の金融機関における、試験区内の居住者(試験区に設立された法人、試験区で1年以上就業する個人等)の外貨預金の金利の自由化。
37	地方	中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区の反マネーロンダリング及び反テロ融資業務の実施に関する通知	中国人民银行上海总部关于切实做好中国(上海)自由贸易试验区反洗钱和反恐怖融资工作的通知	銀総部発〔2014〕24号	中国人民銀行上海本部	2014年2月27日	試験区の自由貿易口座、クロスボーダー業務におけるマネーロンダリング防止に関する措置等。
38	地方	国家外貨管理局上海市分局による中国(上海)自由貿易試験区建設支持の外貨管理実施細則の印刷配布に関する通知	国家外汇管理局上海市分局关于印发支持中国(上海)自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知	上海匯発〔2014〕26号	国家外貨管理局上海市分局	2014年2月28日 (同日)	以下を含む試験区内に設立した企業の外貨管理の緩和。 ・外貨で払い込まれた資本金の元転の自由化 ・一定の条件を満たす試験区内の企業に国内外のグループ企業の外貨プーリングを開放 ・国外担保・保証提供の事前認可廃止 ・保証料の対外支払の事前認可を廃止

No.	国/地方	法令名 (日本語)	法令名 (中国語)	法令番号	関連部門	公布・公表日 (施行日)	主な規定内容
39	地方	中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告公示弁法(試行)	中国(上海)自由贸易试验区企业年度报告公示办法(试行)	滬工商管〔2014〕49号	上海市工商行政管理局	2014年3月3日 (同日)	試験区内の企業法人、非法人企業とその分支機構による年度報告の公示に関する事項。 登録資本 2000 万人民币元以上又は年間売上総額 2000 万人民币元以上の会社などに会計事務所が作成した監査報告書の提出義務づけ。 期限内に年度報告を公示しない企業の経営異常リストへの記載及び企業信用情報公示システムによる公示などの制裁。
40	地方	中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)	中国(上海)自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法(试行)	滬工商管〔2014〕49号	上海市工商行政管理局	2014年3月3日 (同日)	期限内に年度報告を公示しない企業及び経営場所に対する連絡が取れない企業に対する経営異常リストへの記載。 経営異常リストの上海市工商行政管理局サイト(www.sgs.gov.cn)における開示。 経営異常リストからの抹消申請手続。



中国万感



【タクシーアプリの戦争】

ニューヨーク州弁護士 安 然

ここ 2、3 ヶ月、中国では、有力な 2 つのタクシーアプリ(市中に流れているタクシーを呼ぶ機能を持つスマートフォンのアプリケーション)の間で、ユーザーを確保するために激しい競争を繰り広げ、大いに話題となっている。

タクシーアプリは、乗客が自分の居場所と行先等の情報をタクシーアプリを通じて発信すると、同じタクシーアプリのユーザーであるタクシー運転手がこれを確認し、付近に乗客がいる場合にはその乗客を拾いに行く、という仕組みとなっている。最近では、タクシーアプリを通じて携帯端末でタクシー代を精算することもできるようになった。タクシーアプリを使えば、従来はタクシーが拾いにくかった場所や時間帯でもタクシーを拾うことができ、ユーザーからは好評であった。

2013 年末、タクシーアプリの中で最もシェアの高かった「快的」と「ディディ(中国語:滴滴)」が、さらに多くのユーザーを獲得するため、それぞれ大規模な PR 活動を始めた。PR 活動の主な内容は、アプリを使ってタクシーを拾い、タクシー代を精算した運転手と乗客に奨励金を出す、というものである。奨励金の額は地方や時期によって異なるが、一度の乗車につき乗客に 5~15 人民元(約 80 円~250 円)、運転手に 5~10 人民元(約 80 円~165 円)である。

タクシーの初乗り料金は都市によって異なるが、大体、5~14 人民元(約 80 円~230 円)である。奨励金が出れば、短距離の移動だと、タクシー代が実質的に無料になることも多い。そのため、それまではタクシーをあまり利用しなかった層も、アプリをインストールしてタクシーを利用するようになった。一方、運転手の方も、1 ヶ月で 3,000 人民元(約 49,500 日本円)以上の奨励金を受け取れる者も多数いるとのことであり、タクシーアプリを使う大きな動機付けになっている。快的とディディは、それぞれ相手より長期間にわたり高額の奨励金を出そうと競争しており、既に合計 19 億人民元(約 314 億円)の資金を投入したとの報道もある。

タクシーアプリは、その便利さと経済性でユーザーから称賛される一方、批判の声も出ている。例えば、運転手が運転中にも頻繁にスマートフォンをチェックするため、安全性が損なわれるのではないかと、奨励金を得るため、タクシーアプリを使わない乗客を乗せない運転手が出てくるのではないかと、などである。実際に、スマートフォンを使いこなせないお年寄りや急用がありアプリをインストールする時間がない人がタクシーを拾うことができず、路上で困惑する事態が生じている。

筆者もまた、PR 活動が一番盛り上がっていた 2 月下旬に、タクシーアプリを使用せずにタクシーを捕まえようとしたが、停まってもらえずに困惑したことがある。本来、乗客の利便性を高めるべきタクシーアプリが、逆にタクシーの利用を妨げていると考えると、タクシーアプリにはあまり好感を持ってないところである。

TOPICS

2014 年 3 月 14 日

[Chambers and Partners](#) による Chambers Global 2014 において、当事務所は Banking & Finance 部門および Capital Markets 部門の各部門にて高い評価を受けました。

また、Corporate / M&A: Foreign Experts 分野にて当事務所の森脇章弁護士が高い評価を獲得しました。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、

china-newsletter@amt-law2.com

までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

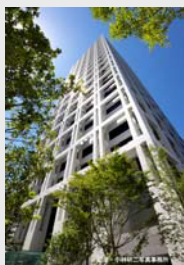
.....

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
----------	----------	----------

森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770 (代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表处

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060 (代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表处

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311 (代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000 (代表)
Email: singapore@amt-law.com